

自治会の認定要件基準

(目的)

第1条 この基準は、地域コミュニティの醸成による住民福祉の向上を図るため、町長が認定する自治会の要件を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 地縁に基づき一定地域内の住民が世帯を単位として組織する団体で、良好な地域社会の維持及び形成のため、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など地域的な共同活動を行うことを目的とし、民主的な運営のもとに主体的に活動するもの
- (2) 補助対象自治会 島本町コミュニティ振興補助金交付規則（以下「規則」という。）の規定に基づく自治会運営補助金の交付及び町有集会施設に係る無償貸付の対象となる自治会
- (3) 連携対象自治会 前号の交付及び貸付の対象とはならないが、地域課題に係る連絡調整及び支援など町が連携対象とする自治会

(構成員)

第3条 自治会は、一定地域内に居住することのほか構成員になるための特別の資格要件を要しないものとする。

(構成世帯数)

第4条 自治会は、一定地域内に居住する概ね30世帯以上で構成されているものとする。

(規約)

第5条 自治会は、代表者の民主的選出その他会の運営に関する事項を定めた規約を有するものとする。

(活動)

第6条 自治会は、第2条第1号に掲げる目的のもと、現にその活動を行っているものとする。

- 2 自治会は、特に住民の生命及び財産の安全に直結する防災及び地域福祉に関する活動に関し、町の施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 自治会は、営利を目的としない団体であって、次に掲げるいずれの活動も行っていないものとする。

- (1) 構成員に対する不当な差別的取扱いその他公序良俗に反する活動
- (2) 特定の政党もしくは公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職の候補者を支持し、又はこれに反対するための活動
- (3) 特定の思想もしくは宗教を助長し、又は圧迫するための活動

(補助対象自治会の認定)

第7条 補助対象自治会の認定は、第3条から前条までの規定を満たす自治会のうち、次に掲げる要件に該当するものについて、町長が認定するものとする。

- (1) 会費などの自主財源及び自ら監査する機能を有し、毎年度の予算及び決

算を総会などの民主的な方法により決定すること

- (2) 代表者は、町との連絡調整を担うとともに、島本町自治会長連絡協議会（以下「協議会」という。）に構成員として参加すること

（連携対象自治会の認定）

第8条 連携対象自治会の認定は、第3条から第6条までの規定を満たす自治会のうち、次に掲げる要件に該当するものについて、町長が認定するものとする。

- (1) 代表者は、町との連絡調整を担うとともに、構成員に対し、適切な時期及び方法により情報を共有すること
(2) 毎年、代表者の連絡先等を町に報告すること

2 前項の規定により認定された連携対象自治会の代表者は、協議会の会長が認めたときは、協議会にオブザーバーとして参加することができる。

（重複認定の禁止）

第9条 同一地域内に既に自治会がある場合、当該地域内における新規の認定は行わないものとする。

（認定の移行）

第10条 町長は、第7条の認定を受けた自治会がその要件を満たせなくなり、かつ、第8条の認定要件を満たすときは、当該自治会と協議した上で、第8条の認定を行うものとする。また、第8条の認定を受けた自治会が、第7条の認定要件を満たすこととなったときは、当該自治会と協議した上で、第7条の認定を行うものとする。

（解散届）

第11条 町長から認定を受けた自治会の会長は、自治会を解散したときは、解散届を速やかに町長に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第12条 町長は、第7条又は第8条の認定を受けた自治会が、次に掲げるいずれかに該当すると認め、是正のための働きかけを行ったにもかかわらず、一定の期間を経過しても、なお正当な理由なく是正が図られないときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第7条又は第8条に掲げる要件に該当しなくなったとき
(2) 虚偽または不正の手段により認定を受けたとき
(3) 運営に不正な行為があったとき
(4) その他、認定を取り消すべき事由があると町長が認めるとき

2 町長は、前項の規定により認定の取消しを行うときは、当該自治会及び協議会に対し通知するものとする。

（その他）

第13条 この基準に疑義が生じたときは、協議会の会長の意見を聴取した上で対処するものとする。

附 則

- 1 この基準は平成14年4月1日から適用する。
2 この基準の適用以前に協議会に加入している自治会については、第4条に規定する世帯数は、適用しないものとする。

附 則

この基準は、令和6年7月18日から適用する。